

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第10回）第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成17年9月22日（木）午後1時30分から午後2時25分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）金築誠志

（委員）上原敏夫，櫻井正史，塩谷國昭，長谷川真理子

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，火ノ川東京高裁総務課課長補佐，
小熊東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 報告

(1) 平成17年10月期指名候補者について

(2) 第16回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における地域委員会からの要望事項に対する協議結果について

(3) 第17回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

5 議題

(1) 弁護士からの任官について

(2) 判事補からの判事への任命・判事の再任について

ア 指名候補者の情報収集の在り方について

イ 重点審議者の情報収集の在り方について

(3) 今後の予定等

6 議事

(1) 報告

ア 庶務から，平成17年10月期指名候補者に関する下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の審議結果について報告された。

また，分科会長から，平成17年度10月期の弁護士経験3年未満の任官希望者に関する情報収集方法について説明された。

イ 庶務から、第16回指名諮問委員会における地域委員会からの要望事項に対する協議結果について報告された。

ウ 庶務から、第17回指名諮問委員会の協議結果について報告された。

(2) 協議

ア 裁判官への任官を希望する者について

平成18年4月1日付けで裁判官への任官を希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）について、庶務から報告された上で、協議の結果、前回同様、別紙1から別紙3までの各書式により、裁判所、検察庁及び担当事件の相手方代理人である弁護士に情報収集又は情報提供の依頼をし、別紙4の各書式により弁護士任官候補者に同人に関する情報提供者の提供の依頼をした上で、得られた情報提供者に別紙5の書式により情報提供の依頼をすることとされた（弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は、11月2日（水）までとする。）。

イ 判事補から判事への任命・判事の再任について

平成18年上半期に判事補から判事への任命・判事への再任を希望する者について、庶務から報告された上で、協議の結果、前回同様、別紙6の書式により、現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報収集の依頼をすることとされた。また、重点審議者の情報収集方法についても、前回同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報収集の依頼をすることとされた（判事再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限は、11月2日（水）までとする。）。

なお、依頼文書に添付する名簿について、東京の裁判所に所属する裁判官については、所属部を付記することとされた。

(3) 今後の予定等について

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した、弁護士任官候補者及び判事再任（判事任命）候補者の情報のとりまとめを行うこととさ

れた。

次回の当分科会は，平成17年11月15日（火）午前10時から，第2中
会議室で開催することとされた。

平成 17 年 9 月 日

東京高等裁判所長官 殿
東京地方裁判所長 殿
東京家庭裁判所長 殿
東京高等検察庁検事長 殿
東京地方検察庁検事正 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 18 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついでには、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただけますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件一覧を送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属

(期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成17年11月2日(水)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所総務課長

平成 17 年 9 月 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依 頼)

この度、平成 18 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、貴庁所属の裁判官に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただけますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件一覧を添付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 17 年 11 月 2 日（水）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長

【担当事件一覧 添付】

平成 17 年 9 月 日

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 18 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、貴職が任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 17 年 11 月 2 日（水）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参す

る方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長

【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を別紙として添付】

平成 17 年 9 月 日

弁護士

殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報提供者の氏名等の提供に
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 18 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情を承知している方に対して当地域委員会が弁護士任官に係る情報をお伺いする必要があると思料されるため、お手数ですが、下記に記載する事項に該当する 10 人程度の弁護士の住所、氏名及び本人との関係を記載した書面を、10 月 日《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送（親展表示）又は持参していただく方法で御提出ください。

記

次の例に該当するような、貴殿の弁護士活動の実情を承知する弁護士

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁護士）
- 3 直近 3 年以内の主たる弁護活動について共同で行ったことのある弁護士

- 4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において共に活動を行ったことのある弁護士

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4
東京高等裁判所総務課長

平成 17 年 10 月 日

弁護士 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情を承知する者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 18 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 17 年 11 月 2 日（水）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長

平成 17 年 9 月 日

東京高等検察庁検事長 殿 }
東京地方検察庁検事正 殿 } 《各別に宛先記載》
弁護士会会長 殿 }

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成 18 年 2 月から 9 月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついでには、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議において、情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との取りまとめが行われていますので、念のため申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成17年11月2日(水)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第10回）第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成17年9月22日（木）午後3時30分から午後4時20分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）池田修，池田忠正，松永榮治，清家篤

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，小熊東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 報告

(1) 平成17年10月期指名候補者について

(2) 第16回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における地域委員会からの要望事項に対する協議結果について

(3) 第17回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

5 議題

(1) 判事補からの判事への任命・判事の再任について

ア 指名候補者の情報収集の在り方について

イ 重点審議者の情報収集の在り方について

(2) 今後の予定等

6 議事

(1) 報告

ア 庶務から，平成17年10月期指名候補者に関する下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の審議結果について報告された。

また，分科会長から，平成17年度10月期の弁護士経験3年未満の任官希望者に関する情報収集方法について説明された。

イ 庶務から，第16回指名諮問委員会における地域委員会からの要望事項に対する協議結果について報告された。

なお、委員 1 名から、指名諮問委員会の協議結果については承知したが、できれば、指名諮問委員会なり地域委員会なりで、運用の中で工夫して、情報収集期間を長く取れるよう、今後も引き続き検討を続けてもらいたい旨の要望があった。

ウ 庶務から、第 17 回指名諮問委員会の協議結果について報告された。

(2) 協議

判事補から判事への任命・判事の再任について

平成 18 年上半期に判事補から判事への任命・判事への再任を希望する者について、庶務から報告された上で、協議の結果、前回同様、別紙の書式により、現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報収集の依頼をすることとされた。また、重点審議者の情報収集方法についても、前回同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報収集の依頼をすることとされた（判事再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限は、11月2日（水）までとする。）。

なお、依頼文書に添付する名簿について、横浜地方裁判所（本庁）に所属する裁判官については、所属部を付記することとされた。

(3) 今後の予定等について

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した、判事再任（判事任命）候補者の情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、平成 17 年 11 月 16 日（水）午前 10 時から、第 2 中会議室で開催することとされた。

平成17年11月2日(水)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所総務課長